様式第１０（第９条の２関係）

汚濁負荷量測定手法届出書

　　　　　年　　月　　日

　千葉県知事　　　　　　　　殿

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

　　水質汚濁防止法第１４条第３項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工場又は事業場の名称 |  | ※整理番号 |  |
| 工場又は事業場の所在地 |  | ※受理年月日 | 年　月　日 |
| △汚濁負荷量の測定手法 | 　別紙のとおり | ※備　　　考 |  |

備考　１　△印の欄については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

２　※印の欄には、記載しないこと。

３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

様式１　（法第１４条第３項に係る汚濁負荷量測定手法の届出別紙）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　No.１

１　特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量に関する汚染状態の計測方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定項目 | 整理番号 | 特定排出水の種　　　　類 | 計　測　場　所 | 計　　測　　法 | １日当たりの測定回数 | 水　質　自　動　計　測　器 | 備　　考 |
| 種類・型式 | 選 定 の 根 拠 |
| 化学的酸素要求量 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 窒素含有量 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 燐含有量 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　(注)１　「整理番号」欄には、業種その他の区分の整理番号等を記載すること。

２　「計測法」欄には，化学的酸素要求量については昭和５４年環境庁告示第２０号（以下「COD告示」という。）の別記１の(1)～(4)、窒素含有量については平成１３年環境省告示第７７号（以下「N告示」という。）の別記１の(1)～(3)、燐含有量については平成１３年環境省告示第７８号（以下「P告示」という。）の別記１の(1)～(3)に掲げる方法のいずれかによるかを記載すること。

 ３　「水質自動測定器」欄は，COD告示別記１の(1)又は(4)、N告示別記１の(1)、P告示別記１の(1)により計測する場合に記載すること。

No.２

２　特定排出水の量の計測方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定項目 | 整理番号 | 特定排出水の種　　　　類 | 計　測　場　所 | 計　　測　　法 | １日当たりの測定回数 | 流量計等 | 備　　考 |
| 種類・型式 | 選 定 の 根 拠 |
| 化学的酸素要求量 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 窒素含有量 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 燐含有量 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　(注)１　「計測法」欄には，COD告示、N告示及びP告示（以下「COD･N･P告示」という。）の別記２の(1)～(3)に掲げる方法のいずれかによるかを記載すること。

 ２　「流量計等」欄は，COD･N･P告示別記２の(1)又は(2)により計測する場合に記載すること。

№.３

３　汚染状態及び量の計測法に係る換算式等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定項目 | 整理番号 | 換　　算　　式 | 換　　算　　式　　の　　根　　拠　　等 | 備　　　考 |
| 化学的酸素要求量 |  |  |  |  |
| 窒素含有量 |  |  |  |  |
| 燐含有量 |  |  |  |  |

　(注)１　汚染状態をCOD告示別記１の(1)又は(4)に掲げる方法により計測する場合及び量をCOD･N･P告示の第２の３の方法により計測する場合のみ記載すること。

２　「換算式の根拠」欄には，換算式を求めるに際しての試料数，試料を採取した期間，相関係数，変動係数，検証方法等を記載すること。

No.４

４　汚濁負荷量の算定方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定項目 | 整理番号 | 特定排出水の種類 | 算　　定　　式 | 負 荷 量測定頻度 | 特定排出水の状態 | 負荷量割　合 | 備　考 |
| 濃度 | 量 | 負荷量 |
| 化学的酸素要求量 |  |  |  | １回／　　日 | mg/l | ｍ３／日 | kg/日 | ％ |  |
| 合計 |  |  |  |  |
| 窒素含有量 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |
| 燐含有量 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

　(注)１　「特定排出水の状態」欄は，届出の通常値及び最大値（下段に（　）書きとする。）を記載すること。

No.５

５　汚濁負荷量の測定方法等の特例

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定項目 | 計測場所 | 計　測　法 | 負 荷 量測定頻度 | 知事が定める適用要件 | 困　　　難　　　な　　　理　　　由 |
| 化学的酸素要求量 |  |  |  |  |  |
| 窒素含有量 |  |  |  |  |  |
| 燐含有量 |  |  |  |  |  |

　(注)１　COD･Ｎ･P告示第４の方法により汚濁負荷量を測定する場合及び日平均排水量が400ｍ３以上の指定地域内事業場で，次のいずれかに該当する場合に記載すること。

　　　　(1) 汚染状態をCOD･N･P告示の別記１(1)以外の方法により計測する場合

　　　　(2) 量をCOD･N･P告示の別記２(1)又は(2)以外の方法により計測する場合

 (3) 汚濁負荷量を排水の期間中毎日行わない場合

　　　２　「知事が定める適用条件」欄は，化学的酸素要求量については昭和５５年千葉県告示第５４２号及び第５４３号に掲げる区分のうち、窒素含有量及び燐含有量については平成１４年千葉県告示第６１１号、第６１２号及び第６１３号に掲げる区分のうち該当するものを記載すること。

No.６

６　その他の汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

　（１）水質自動計測器，流量計等の設置に係る工事等の全体計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　　　日　程工事等の内容工事等の内容 | 工　　事　　等　　の　　工　　程 | 備　　　考 |
|  |
|  |  |  |

No.７

　（２）その他参考事項

　　ア　排出水及び特定排出水の量（法第５条，第６条又は第７条に係る届出水量）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ｍ３／日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 総排水量 | 特定排出水量 |  |
| 通　　常 | 最　　大 | 通　　常 | 最　　大 |
|  |  |  |  |

　　イ　届出の区分

　　　　　□　新　規

　　　　　□　変　更　　　　概　要

　　ウ　測定開始年月日

　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　添付図書

　　　　　①　計測場所を明記した事業場平面図 添付第 図

　　　　　②　計測場所を明記した排出水の系統図 添付第 図

　　　　　③　計測場所の概要図 添付第 図

　　　　　④　換算式の算定に係る基礎資料 添付第 図

　　　　　⑤　自動水質計測器，流量計等，コンポジットサンプラー等の仕様に関する資料